

青が生(肝)第690号
令和6年11月25日

都市医師会長 殿

青森県健康医療福祉部
がん・生活習慣病対策課長
(公印省略)

青森県肝炎治療特別促進事業について

本県の肝炎対策の推進につきまして、平素から御協力を賜り厚く御礼申し上げます。標記について、令和6年5月28日付け厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課肝炎対策推進室事務連絡に基づき、別添のとおり「青森県肝炎治療特別促進事業実施要綱」(以下「要綱」という。)を一部改正しましたのでお知らせします。

記

1. 主たる改正内容

- (1) 各申請様式の添付書類について、「申請者の氏名が記載された被保険者証等の写し」については、医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」若しくは「資格確認書」又はマイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」等の提出でも受け付けることとする。
- (2) その他文言の修正等

2. 施行年月日

令和6年11月25日とし、12月2日から適用する。

3. 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 青森県肝炎治療特別促進事業実施要綱(改正後全文) ※様式については変更部分のみ
- (3) 国事務連絡

【担当】がん対策推進グループ 七田
TEL017-734-9216 FAX017-734-8045

青森県肝炎治療特別促進事業実施要綱新旧対照表

改正後 青森県肝炎治療特別促進事業実施要綱	現行 青森県肝炎治療特別促進事業実施要綱
第1～第7（略）	第1～第7（略）
第8	第8
1 (1) （略）	1 (1) （略）
(2) 申請者の氏名が記載された被保険者証等の写し、医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」若しくは「資格確認書」又はマイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」等	(2) 申請者の氏名が記載された被保険者証等の写し
(3)～第16（略）	(3)～第16（略）
第17	第17
1～2（略）	1～2（略）
3（本文略）	3（本文略）
(1) 請求者の氏名が記載された被保険者証の写し、医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」若しくは「資格確認書」又はマイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」等	(1) 請求者の氏名が記載された被保険者証の写し
(2)～第19（略）	(2)～第19（略）
附則 この要綱は、平成20年5月19日から施行し、平成20年4月1日から適用する。	附則 この要綱は、平成20年5月19日から施行し、平成20年4月1日から適用する。
附則 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。	附則 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
附則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。	附則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
附則 この要綱は、平成23年1月1日から施行し、平成23年9月26日から適用する。	附則 この要綱は、平成23年1月1日から施行し、平成23年9月26日から適用する。
附則 この要綱は、平成24年2月2日から施行し、平成23年1月25日から適用する。	附則 この要綱は、平成24年2月2日から施行し、平成23年1月25日から適用する。
附則 この要綱は、平成24年3月14日から施行する。	附則 この要綱は、平成24年3月14日から施行する。
附則 この要綱は、平成25年1月1日から施行し、平成25年11月19日から適用する。	附則 この要綱は、平成25年1月1日から施行し、平成25年11月19日から適用する。
附則 この要綱は、平成26年9月29日から施行し、平成26年9月2日から適用する。	附則 この要綱は、平成26年9月29日から施行し、平成26年9月2日から適用する。
附則 この要綱は、平成27年1月23日から施行し、平成26年12月1日から適用する。	附則 この要綱は、平成27年1月23日から施行し、平成26年12月1日から適用する。

- 1 -

15日から適用する。

附則 この要綱は、平成27年3月30日から施行し、平成27年3月20日から適用する。

附則 この要綱は、平成27年6月23日から施行し、平成27年5月20日から適用する。

附則 この要綱は、平成27年10月1日から施行し、平成27年8月31日から適用する。

附則 この要綱は、平成28年1月4日から施行し、平成27年11月26日から適用する。

附則 この要綱は、平成28年10月31日から施行し、平成28年9月28日から適用する。

附則 この要綱は、平成28年11月22日から施行し、平成28年11月18日から適用する。

附則 この要綱は、平成29年2月23日から施行し、平成29年2月15日から適用する。

附則 この要綱は、平成29年3月31日から施行し、平成29年3月24日から適用する。

附則 この要綱は、平成29年6月16日から施行する。

附則 この要綱は、平成29年12月1日から施行し、平成29年11月22日から適用する。

附則 この要綱は、平成30年2月27日から施行し、平成30年2月16日から適用する。ただし、第8第2項の規定は核酸アナログ製剤治療の者で平成30年6月30日までの有効期限であり更新を希望する者及び平成30年7月1日以降に申請があったものに対し適用する。

附則 この要綱は、平成30年6月7日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附則 この要綱は平成30年6月7日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附則 この要綱は令和元年5月24日から施行し、平成31年2月26日から適用する。

附則 この要綱は令和元年9月18日から施行し、令和元年8月22日から適用する。

附則 この要綱は令和3年2月1日から施行し、同日から適用する。

附則 この要綱は令和3年6月18日から施行し、同日から適用する。

附則 この要綱は令和3年10月5日から施行し、同日から適用する。

附則 この要綱は令和6年5月2日から施行し、令和6年3月26日から適用する。

15日から適用する。

附則 この要綱は、平成27年3月30日から施行し、平成27年3月20日から適用する。

附則 この要綱は、平成27年6月23日から施行し、平成27年5月20日から適用する。

附則 この要綱は、平成27年10月1日から施行し、平成27年8月31日から適用する。

附則 この要綱は、平成28年1月4日から施行し、平成27年11月26日から適用する。

附則 この要綱は、平成28年10月31日から施行し、平成28年9月28日から適用する。

附則 この要綱は、平成28年11月22日から施行し、平成28年11月18日から適用する。

附則 この要綱は、平成29年2月23日から施行し、平成29年2月15日から適用する。

附則 この要綱は、平成29年3月31日から施行し、平成29年3月24日から適用する。

附則 この要綱は、平成29年6月16日から施行する。

附則 この要綱は、平成29年12月1日から施行し、平成29年11月22日から適用する。

附則 この要綱は、平成30年2月27日から施行し、平成30年2月16日から適用する。ただし、第8第2項の規定は核酸アナログ製剤治療の者で平成30年6月30日までの有効期限であり更新を希望する者及び平成30年7月1日以降に申請があったものに対し適用する。

附則 この要綱は、平成30年6月7日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附則 この要綱は平成30年6月7日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附則 この要綱は令和元年5月24日から施行し、平成31年2月26日から適用する。

附則 この要綱は令和元年9月18日から施行し、令和元年8月22日から適用する。

附則 この要綱は令和3年2月1日から施行し、同日から適用する。

附則 この要綱は令和3年6月18日から施行し、同日から適用する。

附則 この要綱は令和3年10月5日から施行し、同日から適用する。

附則 この要綱は令和6年5月2日から施行し、令和6年3月26日から適用する。

<p>適用する。</p> <p><u>附則</u> この要綱は令和6年9月13日から施行し、令和6年10月1日から適用する。</p> <p><u>附則</u> この要綱は令和6年11月25日から施行し、令和6年12月2日から適用する。</p> <p>(経過措置) 1~18(略)</p> <p>別表(略)</p> <p>別添1~2(略)</p> <p>第1号様式(第8関係) 表面・裏面(略) 注1 本文(略) (1)(略) (2) 申請者の氏名が記載された被保険者証等の写し、医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」若しくは「資格確認書」又はマイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」等 (3)~※1(略) ※2 本文(略) • 除外対象者の氏名が記載された被保険者証等の写し、医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」若しくは「資格確認書」又はマイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」等 (以下略)</p> <p>第2号様式(第6関係)-1(略)</p> <p>第2号様式(第6関係)-2 治療内容 3. アデホビル 3.4. テノホビル 4.5. その他(具体的に記載:)</p> <p>第2号様式(第6関係)-3~4(略)</p> <p>第2号様式(第6関係)-5 治療内容 3. アデホビル 3.4. テノホビル</p>	<p>適用する。</p> <p><u>附則</u> この要綱は令和6年9月13日から施行し、令和6年10月1日から適用する (新設)</p> <p>(経過措置) 1~18(略)</p> <p>別表(略)</p> <p>別添1~2(略)</p> <p>第1号様式(第8関係) 表面・裏面(略) 注1 本文(略) (1)(略) (2) 申請者の氏名が記載された被保険者証等の写し (3)~※1(略) ※2 本文(略) • 除外対象者の氏名が記載された被保険者証等の写し</p> <p>(以下略)</p> <p>第2号様式(第6関係)-1(略)</p> <p>第2号様式(第6関係)-2 治療内容 3. アデホビル 4. テノホビル 5. その他(具体的に記載:)</p> <p>第2号様式(第6関係)-3~4(略)</p> <p>第2号様式(第6関係)-5 治療内容 3. アデホビル 4. テノホビル</p>
---	--

-3-

<p>4.5. その他(具体的に記載:)</p> <p>第2号様式(第6関係)-6~9(略)</p> <p>第2号様式(第6関係)-10 治療内容 3. アデホビル(ヘプセラ錠) 3.4. テノホビル(テノゼット錠、ベムリディ錠) 4.5. その他(具体的に記載:)</p> <p>第3号様式(第6関係) 第3号様式を提出する場合は、医療保険上の扶養関係がないことを確認するため、除外希望者の氏名が記載された「保険証」または「医療保険証」の写し、医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」若しくは「資格確認書」又はマイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」等も提出ください。</p> <p>第4号様式~第7号様式(略)</p> <p>第8号様式(第11関係)本文(略) 注 氏名及び住所の変更の場合は、住所異動が確認できる公的な書類(住民票の写し、運転免許証の写しなど)を、加入医療保険の変更の場合は、被保険者証の写しを提出してください。</p> <p>第9号様式~第10号様式(略)</p> <p>第11号様式(第17関係) (表面) 1~3(略) 4 添付書類 <input checked="" type="radio"/> 受給者の氏名が記載された被保険者証の写し</p> <p>(以下略)</p>	<p>5. その他(具体的に記載:)</p> <p>第2号様式(第6関係)-6~9(略)</p> <p>第2号様式(第6関係)-10 治療内容 3. アデホビル(ヘプセラ錠) 4. テノホビル(テノゼット錠、ベムリディ錠) 5. その他(具体的に記載:)</p> <p>第3号様式(第6関係) 第3号様式を提出する場合は、医療保険上の扶養関係がないことを確認するため、除外希望者の氏名が記載された「保険証」または「医療保険証」の写しも提出ください。</p> <p>第4号様式~第7号様式(略)</p> <p>第8号様式(第11関係)本文(略) 注 氏名及び住所の変更の場合は、住所異動が確認できる公的な書類(住民票の写し、運転免許証の写しなど)を、加入医療保険の変更の場合は、被保険者証の写しを提出してください。</p> <p>第9号様式~第10号様式(略)</p> <p>第11号様式(第17関係) (表面) 1~3(略) 4 添付書類 <input checked="" type="radio"/> 受給者の氏名が記載された被保険者証の写し</p> <p>(以下略)</p>
---	---

青森県肝炎治療特別促進事業事務取扱要領 新旧対照表

改正後	現行
青森県肝炎治療特別促進事業事務取扱要領 (令和6年12月2日版)	青森県肝炎治療特別促進事業事務取扱要領 (令和6年5月8日版)
青森県健康医療福祉部がん・生活習慣病対策課	青森県健康医療福祉部がん・生活習慣病対策課
目次～II (略)	目次～II (略)
III 1①② (略) ③ 被保険者証等の写し、医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」若しくは「資格確認書」又はマイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」等 ④～2 (2) (略)	III 1①② (略) ③ 被保険者証等の写し ④～2 (2) (略)
(3) 被保険者証等の写し、医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」若しくは「資格確認書」又はマイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」等 ①② (略)	(3) 被保険者証等の写し ①② (略)
(4)～VI (略)	(4)～VI (略)
VII 1①② (略) ③ 被保険者証等の写し、医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」若しくは「資格確認書」又はマイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」等 ④～2 (2) ① (略)	VII 1①② (略) ③ 被保険者証等の写し ④～2 (2) ① (略)
(3) 被保険者証等の写し、医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」若しくは「資格確認書」又はマイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」等 ①～VII (略)	(3) 被保険者証等の写し ①～VII (略)

-1-

IX 1① (略) ② 請求者の氏名が記載された被保険者証の写し、医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」若しくは「資格確認書」又はマイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」等 (以下略) (様式) (参考) (略)	IX 1① (略) ② 請求者の氏名が記載された被保険者証の写し (以下略) (様式) (参考) (略)
---	---

事務連絡
令和6年5月28日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康・生活衛生局
がん・疾病対策課肝炎対策推進室

マイナ保険証への移行に伴う肝炎、肝がん・重度肝硬変等の医療費等の助成事務における
医療保険の加入関係の確認方法について

肝炎対策の推進については、平素から格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

先般、健康保険証の廃止等を定めた行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）について、その一部の施行期日を令和6年12月2日とする政令が公布されました。これにより、現行の健康保険証の発行については令和6年12月2日より終了し、マイナ保険証（健康保険証の利用登録が行われたマイナンバーカードをいう。以下同じ。）を基本とする仕組みに移行することとなります。

現在、「肝炎治療特別促進事業の実務上の取扱いについて」（平成20年3月31日付け健疾発第0331003号厚生労働省健康局疾病対策課長通知）、「ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業の実施について」（平成26年3月31日付け健肝発0331第1号厚生労働省健康局疾病対策課肝炎対策推進室長通知）及び「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実務上の取扱いについて」（平成30年7月12日付け健肝発0712第1号厚生労働省健康局がん・疾病対策課肝炎対策推進室長通知）の医療費等の助成に係る事務（以下「対象事務」という。）においては、申請者及び当該者と同一世帯に属する者（以下「申請者等」という。）の医療保険の加入関係を、健康保険証により確認することとしているところ、マイナ保険証の場合における確認方法について下記のとおり周知しますので、御了知の上、支給認定の適正な実施を図られるようお願いします。

記

マイナ保険証の券面情報では、医療保険の加入関係を確認することができないことから、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条第8号の規定に基づく情報照会及び同法第22条第1項の規定に基づく情報提供（以下「情報連携」という。）により、データ標準レイアウトの整備が完了する令和7年6月頃以降は、準法定事務処理者として申請者等に係るマイナンバーを用いた情報連携を実施することで（※）、医療保険の加入関係の確認を行うこと。また、

それ以前においては、番号法第19条第9号の規定による情報提供を受けることで、医療保険の加入関係を確認することが可能である。

ただし、情報連携を実施することが難しい場合については、申請者等が加入する医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」若しくは「資格確認書」又はマイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」等により確認を行うこと。

※ 対象事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令（令和6年デジタル庁・総務省令第8号）に基づき、準法定事務として、マイナンバーを利用することができる事務とされている（別添デジタル庁・総務省通知参照）。

(照会先)

厚生労働省健康・生活衛生局
がん・疾病対策課肝炎対策推進室
kanen-taisaku2@mhlw.go.jp